

事業補助
LED照明設備
導入支援補助

対象者

- ・市内に主たる事業所等所有し、市の住民基本台帳に記録されている個人または主たる事業所等の所在地が市内である法人
- ・市内で1年以上商工業を営んでいる者

※ただし、主として農業、林業、漁業、医療、福祉、公務を営む者は対象外

対象経費

市内の自己所有の店舗、事業所に現在設置されているLED以外の据付型の照明設備をLED照明設備へ交換するためにかかる経費(設置・撤去)

条件

- ・工事を伴う交換
- ・市内業者による施工

補助金額

対象経費の3分の2以内
(上限50万円)

募集期間 3月6日(水)

5月27日(金)

※予算額に達した時点で終了

申請方法

申請方法等詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。
※申請は1対象者につき、1回限り

対象外となるもの

- ・増設・新設(新築を含む)
- ・自社で施工する工事
- ・他の補助金を受給(見込含む)
- ・工事を伴わない電球のみの交換

◎問い合わせ・申請先:

商工課商工振興係

☎(55)5120

Fax(22)8533



「防災ラジオ」は
お持ちですか?



防災情報などの伝達を迅速に行うため「防災ラジオ」を1台3千円の負担金にて市民・市内事業所へ貸与しています。
申込方法

生活環境課(市役所1階)、各支所地域振興課、各住民センターに備え付けの「希望調査票」を市へ提出してください。

※市ウェブサイトからダウンロードすることも可能です。

負担金が無料となる世帯

- ・65歳以上の高齢者のみ世帯
- ・要介護度3以上の在宅生活者がいる世帯
- ・身体障がい者(身体障害者手帳1・2級の方および3級の視覚・下肢・体幹・呼吸器機能障がいの方)がいる世帯
- ・知的障がい者(療育手帳A所持者)がいる世帯
- ・生活保護世帯
- ・住民税非課税世帯

◎問い合わせ・申し込み:

生活環境課生活防災係

☎(55)5102

Fax(22)4479

教育長、各行政委員を紹介します

市議会12月定例会において任命等についての同意が得られ、教育委員会教育長、教育委員、固定資産評価審査委員会委員が選ばれました。就任された方々をご紹介します。(敬称略)



固定資産評価審査委員会委員長
安齋 一二(上川崎)



教育委員会委員
関 健至(郭内)



教育委員会教育長
渡辺 惣吾(郭内)



固定資産評価審査委員会委員
井上 航(郡山市)



固定資産評価審査委員会委員
大河内 義一(西勝田)



固定資産評価審査委員会委員
菊地 義直(表)



固定資産評価審査委員会委員長職務代理者
嶋原 和洋(針道)

【行政委員会の役割】 教育委員会などの行政委員会は、市長から独立した機関として、それぞれの事務を管理・執行します。
教育委員会 地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、教育行政における重要事項や基本方針を決定します。
固定資産評価審査委員会 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査を行います。

3月1日

本籍地以外でも戸籍証明書等が請求可能に

戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日から施行され、戸籍証明書等について、本籍地以外の市町村窓口でも請求できるようになります。

転籍等により過去の本籍地が複数ある方や本籍地が遠方の市町村にある方でも、近くの市町村窓口で戸籍証明書等の請求ができます。

ただし、請求できる方は本人や配偶者等に限られ、代理人からの請求はできません。

詳しくは、左記までご確認をお願いします。

◎問い合わせ：

市民課市民記録係

☎(55)5104

Fax(62)2600

福島地方事務局戸籍課

☎024(534)1933



事業者による合理的配慮の提供が義務化されます

障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者の合理的配慮の提供が義務化されます。

合理的配慮の提供とは：

障がいのある方から社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応が求められた時、負担が重すぎない範囲で対応を行うことです。これまで行政機関等は義務、事業者は努力義務とされてい

ましたが、法改正により事業者も義務化されます。

【合理的配慮の具体例】

- ・車いすの方が段差で通行が難しい場合、スロープなどを使って補助する。
- ・聴覚障がいのある方に対して、筆談やタブレット型端末を利用して意思疎通を図る。

- ・視覚障がいのある方向けに資料等を拡大文字や点字で作成する。

◎問い合わせ：

福祉課障がい福祉係

☎(55)5133

Fax(22)1547

後期高齢者医療保険

高額療養費等の口座振込日の変更

後期高齢者医療保険の高額療養費などの医療費等現金給付の際の口座振込日が変更となります。

対象の給付費

療養費、高額療養費、高額療養費(外来年間合算)、高額介護合算療養費、葬祭費

変更となる振込日

- ・通常振込日
毎月7日↓毎月10日
- ・再振込日
毎月25日↓毎月末日

※該当の日が土・日・祝日の場合はその前の開庁日
変更の開始時期
令和6年4月支給分

◎問い合わせ：

国保年金課医療給付係

☎(55)5107

Fax(22)1547

市民が主役。

市長からの手紙

二本松市グリーンフィールド
4月1日オープン

待望久しかった多目的運動広場「二本松市グリーンフィールド」が4月1日にオープンの日を迎えます。

二本松市グリーンフィールドは、敷地面積3・3haで日本サッカー協会(JFA)公認の人工芝サッカー場2面、このうち1面には夜間照明設備を設置いたしました。

また、アップコートや170台分の駐車場、屋外トイレ、管理棟、園路を設けました。

財源には、JFAをはじめ、日本スポーツ振興センター(JOC)の補助金をいただき、合併特例債、一般財源を活用いたしました。

サッカーは世界中で楽しまれ、愛されている一番盛んなスポーツです。

先進国であっても、発展途上国であっても、たとえ文化が違っても、言葉が通じなくても、年齢や性別などに関係なく、サッカーボール一個あれば、みんなが楽しめます。

世界中の人々が、一つのボールだけで心を通わせることができる魅力あるスポーツ。それが「サッカー」です。

生涯にわたって楽しむこと



二本松市長 三保 恵一

のできるスポーツ、サッカーは健康増進の万能選手と言われ、ハットトリック級のメリットがあります。

有酸素運動によって肺機能・体脂肪が改善され、更に血圧の正常化をはじめ、健康増進効果があります。屋外でプレーすることから、太陽の光を浴びるだけでも気分転換やストレス解消になります。

夢や目標を本気で追いかける。一緒に掴んだ栄光や、流した涙。サッカーを通して、たくさんの方の素晴らしい仲間と出会ってほしい。

スポーツは人生を楽しく、健康的で生き生きとしたものにしてくれます。

二本松市として、スポーツの持つ力で、二本松を元気で健康なまちにしていきたいと思います。

ピッチでの活躍、この「二本松市グリーンフィールド」から日本や世界を舞台に活躍する選手が誕生することを願っております。

ぜひ多くの皆様に「二本松市グリーンフィールド」をご利用いただけますようお願いいたします。